



RIETI Discussion Paper Series 11-J-027

日本におけるサードセクターの範囲と経営実態

後 房雄
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

日本におけるサードセクターの範囲と経営実態

後 房雄（名古屋大学・経済産業研究所）

要旨

福祉国家や「大きな政府」の自由主義的な改革が進行すると同時に、市民社会における問題解決型の市民活動が拡大してきたのが最近の日本の状況である。しかし、この延長線上に、政府行政セクター、企業セクター、サードセクターの新しい分業・連携関係を構想するためには、いわゆる主務官庁制のもとで歴史的に極めて複雑に分岐してきた各種公益法人、特定非営利活動法人、協同組合、社会的企業などを広く包括したサードセクターの全体像とその経営実態を明らかにすることが必要である。

本論文では、サードセクターに関するアメリカ的アプローチ（非営利セクター論）とヨーロッパ的アプローチ（社会的経済論）の両方を参考にしながら、日本におけるサードセクターの範囲をどのように設定すべきかを論じる。

そのうえで、それに基づいて日本のサードセクターの組織と経営の実態を明らかにするためのアンケート調査を行ったので、その結果から得られた知見をいくつか紹介する。具体的には、日本におけるサードセクター組織は全体としてかなり堅実に経営されていること、透明性にはかなり問題が残ること、収入全体における公的資金の割合は 29.5%にとどまり、また、「もらった収入 (voluntary income)」と「稼いだ収入 (earned income)」の割合が 22.3%と 77.8%であることから、きわめて行政依存的だという従来のサードセクターのイメージは再検討することが必要であること、事業収入を増大させ、組織の成長・発展をめざす組織が 3 割から 5 割存在すること、などが確認できた。

キーワード：サードセクター、非営利セクター、社会的経済、社会的企業、
「もらった収入 (voluntary income)」、「稼いだ収入 (earned income)」

1 なぜサードセクターを問題にするのか

日本においては、営利企業（株式会社、有限会社など）以外の各種民間法人制度が所轄庁（主務官庁）によって複雑に分岐しているのが特徴であった。そして、主務官庁による許可や監督を中心とする密接な行政 - 民間団体関係は、行政目的の達成を可能にする反面で、外郭団体、天下り、不透明な随意契約などの病理現象の温床ともなってきた。

しかし、日本において市民社会が成熟し、政府行政の自由主義的改革（ニュー・パブリック・マネジメント）の必要性が高まるなかで、こうした従来の行政 - 民間団体関係を根本的に転換することが求められるようになってきた。そうした趨勢が強まっていった画期としては、1980年代に従来の異議申し立て型の市民運動に加えて問題解決型の市民活動が登場してきたこと、1980年代の中曽根内閣のもとで第二臨調による行政改革が展開されたこと、1995年の阪神淡路大震災においてボランティアやNPOの活躍が注目されたこと、1990年代後半以降、橋本内閣による6つの改革、小泉内閣による構造改革などによって政府行政の自由主義的改革が急速に進められたことなどが指摘できる。

そのなかで、1998年の特定非営利活動促進法の成立、2006年の公益法人制度改革（民法34条以下の一括削除を含む）などによって、主務官庁制から脱却した統一的な民間非営利法人制度へ向かう動きが開始された。これによって、従来の主務官庁制の枠外にある特定非営利活動法人（通称NPO法人）、一般社団、一般財団などが急速に増加しているのが現在の状況である。

また、2005年の会社法の制定によって非営利株式会社が可能になり、株式会社の形態を取りながら社会問題の解決を中心的目的とするような事業体（より広く社会的企業、社会起業家）も注目されるようになってきている。

これらと並んで、日本においては、従来から消費生活協同組合や農業協同組合などの各種協同組合もかなりの存在感をもってきているが、最近では、ワーカーズコープ（労働者生産協同組合）の活動も一定程度の広がりを見せ、その法制化の動きも浮上している。

他方、いわゆる「大きな政府」の根本的な問い直し、ニュー・パブリック・マネジメント、公共サービス改革の動向のなかでも、公共サービスの担い手として、営利企業セクターと並ぶもう一つのセクター（以下、サードセクター）の果たすべき役割が注目されつつある。民間委託、公の施設に関わる指定管理者制度、準市場（バウチャー制度）の多様な分野への拡大（医療、高等教育、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など）によって、公的資金を用いて民間団体が公共サービスの提供を担うという事例が急増している。

このような動向のなかで、政府行政が、多様化しながら成長しつつあるサードセクターをどのように位置づけ、それとどのような関係を形成していくかが重要な問題として浮上していると考えられる。具体的には、複雑な法人格制度や関連税制の整理、透明化、事業委託契約、指定管理者制度、準市場（バウチャー制度）などのより適切な制度設計が必要にな

っている。特に、公的資金を民間団体に委ねる場合には、その公的資金に関するアカウントビリティを確保しつつ、民間団体に創意工夫を可能にするような自律性を保障することが制度設計上の重要課題となる。当然ながら、そのなかで外郭団体、天下り、不透明な随意契約などの病理現象は一掃されるべきである。

こうした課題に取り組むうえでは、まずは、複雑な制度的分岐と主務官庁制によって把握することが困難であった日本のサードセクターの全体像を明らかにすることが不可欠である。つまり、特定非営利活動法人（通称NPO法人）だけにとどまらず各種公益法人を含めた広義の民間非営利組織（NPO）、さらには各種協同組合や社会的企業をも含めたより広いサードセクター組織の全体を、政府行政、営利企業と並ぶもう一つのセクターとして明確に位置づけ、その全体像と組織や経営の実態を明らかにしたうえで、サードセクターに期待される役割や価値が十分に発揮されるような制度設計を工夫していくことが必要なのである。

本研究があえて「サードセクター」という新しい言葉を掲げて研究対象を設定する理由は以上の通りである（なお、日本において従来用いられてきた「第三セクター」、「三セク」などの言葉とは全く異なった意味で用いていることはいうまでもない）。

2 サードセクターの概念と範囲

本研究においては、研究対象であるサードセクターの概念を理論的に整理すること、そして、それを基礎としながら研究ないし調査の対象範囲を日本の現実のなかで具体的に確定することが最初の課題となる。

まず、サードセクター概念の整理に当たっては、ビクター・ペストフの「国家（公共機関）」、「市場（民間企業）」、「コミュニティ（世帯・家族等）」のトライアングルのなかでサードセクターを位置づけるという枠組みが最も有効だと考える。つまり、これらの3極との密接な関係をもつ「媒介的セクター」としてサードセクターを規定するという枠組みである（ペストフ、第2章）。

この枠組みは、社会全体のなかでのサードセクターの位置づけを示すだけでなく、セクター間の分離や区別よりも接点を、つまりサードセクターが「利用できる（他セクターの）資源の相乗的混合やその理論的根拠」を強調するというメリットがある。

具体的に言えば、第一に、国家と市場やコミュニティは、公共—民間という境界線によって明確に区別されるが、サードセクターは、同様にこの境界線によって国家と区別されながらも（国家の普遍的価値に対するサードセクターの特殊主義的論理）、同時に国家とは緊張関係を孕んだ密接な関係にある。

第二に、市場と国家やコミュニティは、営利—非営利という境界線によって明確に区別されるが、サードセクターは、同様にこの境界線によって市場と区別されながらも、同時に市場ないし企業とは緊張関係を孕んだ密接な関係にある。

第三に、コミュニティと国家や市場は、非公式—公式という境界線によって明確に区別されるが、サードセクターは、同様にこの境界線によってコミュニティと区別されながらも、同時にコミュニティとは緊張関係を孕んだ密接な関係にある。

サードセクター概念の理論的輪郭をこのように描いたうえで、日本に即してサードセクターの現実的輪郭をどのように描くべきかを考えてみたい。

まず、第一の公共—民間の境界線に関しては、日本において、政府行政からの強い統制のなかで民間団体としての自律性が失われているような民間団体をサードセクターに含めるべきかという問題がある。いわゆる外郭団体問題のほか、多くの公益法人が自らを「公共的団体」と考えて民間団体としての自律性に無自覚になっているという問題もある。

しかしながら、法的に言う限り、これらの各種公益法人が民間団体であることは明らかであるし、政府行政側からそれらの自律性や経営力を高める方向での改革が進められているのが最近の動向なので、問題が残されていることを認識しつつも自律性が疑わしい民間団体をもサードセクターに含めたうえでさらなる改革を考えるのが適切だと思われる。

次に、第二の営利—非営利の境界線に関しては、一定の利潤分配を行う協同組合や社会的企業をどのように位置づけるべきかという極めて重要な問題がある。

そしてこれは、サードセクターに関するアメリカ的な理解とヨーロッパ的な理解とのズレにかかわる極めて重要な問題でもある。

EUも含め、ヨーロッパ諸国では、サードセクターを「社会的経済」として把握する考え方が主流であるが、その定義は以下のようなものである（ボルザガドゥフルニ、緒論）。

「社会的経済は、協同組合とその関連企業、共済団体、アソシエーションによって実行される経済諸活動を包含する。その倫理的な構えは、以下の原則で表現される。

- 利潤を生むことよりも、メンバーやコミュニティへの貢献を目的とする
- 管理の自立性
- 意思決定過程の民主性
- 所得分配における、資本に対する人間と労働の優越性

これに対して、アメリカのレスター・サラモンを中心とするグループによる非営利セクターの国際比較においては、非営利セクターは次のように規定されている（サラモン／アンハイアー）。

「●ある程度制度化された公式の組織—一般的には、法人であることが前提となる—であること。

- 政府とも、行政が運営する組織とも別個の、民間組織であること。
- みずからの規則と意思決定機関をもった、自己統治する組織であること。
- 組織の会員や理事にも、組織の「所有者」にも、利潤を分配できない組織であること。

この「利潤非分配制約」は、NPOに関するすべての研究の核心にすえられている。

- 時間の点でも（ボランティア）、資金の点でも（寄付）、ある程度自発的な貢献に基づく組織でなければならない。そして、会員による自由で自発的な加入によって設立さ

れる組織でなければならない。」

一見して明らかなように、このように規定された「社会的経済」と「非営利セクター」の間には多くの共通点があるが、いくつかの重要な相違点も存在する。ドゥフルニによれば、主要な相違点は次の3点だという。①目的の詳細規定、②組織に対する統制、③利潤の処分法である。

これらの相違点をあえて要約すれば、非営利アプローチの概念的基礎は「利益非配分制約」にあり、社会的経済の概念は、「公益組織を重視し、組織の目的と機能に対する民主的な統制を中心に位置づける」協同組合思想に大きく依拠しているといえることができる。

しかし、ドゥフルニ自身は、こうした相違点は過大評価されるべきではないと主張する。すべての社会的経済組織で民主的意思決定過程（一人一票）が実現されているわけではないし、協同組合や共済組合における利潤配分についても、「対内的にも対外的にも一定の規則によって制限されている」からである（ドゥフルニ／ボルザガ、緒論）。

そしてまた、1991年にイタリアで法制化されて以降ヨーロッパ各国に急速に拡大した「社会的協同組合」（田中、OECD）に象徴されるような協同組合と非営利組織の折衷形態の出現もまた、二つのアプローチの相違を過度に意識すべきではないことを示す現象といえることができるだろう。

私自身も、ヨーロッパ的アプローチとアメリカ的アプローチの違い、特に社会的目的や民主的統制の重視と利潤非分配制約の重視という違いを意識しつつも、両者を広く包含するものとして日本のサードセクターの範囲を捉えるのが適切だと考える。具体的に言えば、厳密な利潤非配分ではないにしても利潤配分は副次的で制約がある協同組合組織も含め（厳密な非営利概念の部分的拡大）、また、社会的目的が明確ではない組織も含める（厳密な社会的経済概念の部分的拡大）ということである。

その含意は二つある。一つは、政府行政セクター、民間企業セクターと並んでサードセクターを社会全体のなかで位置づけるためには、重大な支障がない限り、サードセクターの範囲をなるべく広く把握した方がよいという判断である。その意味で、この三つのセクターとコミュニティとで、社会全体をほぼ網羅できるというのはメリットである。先に紹介したベストフもまた、3つの境界線を越える領域をもあえてサードセクターに含めていた。

もう一つは、日本においては協同組合の伝統がかなり大きな存在感をもってきたにもかかわらず、1990年代以降、アメリカの強い影響によって協同組合を含めない非営利セクター概念が普及してきているが、日本におけるサードセクターを把握するうえではやはり協同組合を含めるのが妥当だと考えるからである。

もちろん、サードセクター全体をこのように捉えたうえで、必要に応じて非営利セクターや協同組合セクターについて別個に分析したり議論したりすることは可能であるし、有益であろう。

それでは、最後に、公式—非公式という第三の境界線に関する日本の現実に触れておこ

う。一つは、NPO法の成立までの日本においては法人格の取得が極めて難しかったために、無数の「任意団体」が存在しており、そのなかでどこまでを「公式」組織としてのサードセクターに含めるべきかという問題があるということである。理論的には運営や意思決定のルールが明確化（典型的には文書化）されているかどうかを基準にするのが適切であろうが、調査などにおいては、行政機関などが把握しているかどうかを技術的な基準とされることが多かった。

しかし、この点に関しては、特定非営利活動法人の法制化や、公益法人制度改革によって法人格の取得が極めて簡易化したため、今後は、法人格の有無を技術的な基準にすることで足りるようになると思われる。

第三の境界線に関して、より重要な問題は、日本独特の「地縁組織」（自治体、町内会、老人会、婦人会、子ども会など）の位置づけである。しかし、地縁組織に関しても、自動的加入ないし強制的加入には法的根拠がないことが明確になっており、また、事実上は任意加入が現実になってきているのが実態である。それゆえ、今後は、任意加入の民間非営利組織としての性格を自他共に明確にしていかなければと予想される。

こうした理解を前提に、地縁組織もその独特の伝統を意識しつつ日本におけるサードセクターに含めて考えることにしたい。

3 調査の概要と狙い

(1) 調査の概要

サードセクターの範囲について以上のような理解に立ったうえで、本研究においてはある程度の規模のアンケート調査によって、日本におけるサードセクターの全体像とその経営実態を明らかにすることを目指した。¹

前節のような議論を前提に、日本におけるサードセクター調査の対象は次のように設定することとした（なお、技術的理由から、医療法人については今回の調査対象に含めなかった）。

1 法人格を有する団体

① 非営利法人ないし公益法人

- ・ 特例民法法人（社団）
- ・ 特例民法法人（財団）
- ・ 一般社団法人
- ・ 一般財団法人
- ・ 公益社団法人
- ・ 公益財団法人

¹ 調査票を含む本調査の概要については、以下のRIETI HPを参照されたい。
http://www.rieti.go.jp/jp/projects/research_activity/npo2010/index.html

- ・ 社会福祉法人
 - ・ 学校法人
 - ・ 医療法人
 - ・ 特定非営利活動法人
 - ・ 職業訓練法人
 - ・ 更生保護法人
- ② 協同組合
- ・ 労働者協同組合
 - ・ 消費生活協同組合
 - ・ 中小企業事業協同組合
 - ・ 農業協同組合
- ③ その他
- Ⅱ 法人格を有していない団体
- ④ 地縁団体
- ⑤ それ以外の任意団体

具体的には、調査は以下のような概要で実施された。

① 調査対象

総務省 平成 18 年事業所・企業統計調査の経営組織「その他の法人」及び「法人でない団体」に属する全国の企業（ただし、「単独事業所」及び「本所・本社・本店」）のうち、標本理論に基づき抽出された企業を対象に行う。ただし、73 医療業、92 宗教、R 公務を主産業とする「単独事業所」及び「本所・本社・本店」を除く。

② 調査対象数 12,500 件

③ 調査手法 郵送調査

④ 実施時期 平成 22 年(2010 年) 12 月～平成 23 年(2011 年) 2 月

(2) 社会的企業への注目と調査の狙い

調査においては、それぞれの法人についての情報が所轄庁毎に分散している現状を踏まえ、総務省の「事業所・企業統計調査」のデータに基づく調査によって上記のようなサードセクター組織の全体像を明らかにすることを一つの目的とした。

調査のもう一つの目的は、ミクロのレベルにおいて、個々のサードセクター組織の経営実態がどのようになっているかを明らかにするということであった。そのような狙いから、以下のように質問項目を構成した。

I 組織について

法人格について／事務所の数について／役員について／職員等について／雇用・育成環境

について／設立時の支援について

II ガバナンスについて

情報公開について／会議について／監査について

III 活動について

事業活動分野と活動の性格について／活動地域について

IV 財政について

支出について／収入について

V 組織の成長・発展について

これらは、サードセクター組織の組織概要、運営実態などを明らかにしようとするものであるが、同時に、国際的にも日本においても、最近では「社会的企業」が大きな注目を集めていることを意識して、特に個々の組織の「経営実態」に迫ろうという狙いも込めている点に特徴がある。

社会的企業は、上述のような広い意味でのサードセクターのなかに含まれるものであるが、そのなかでも、「企業」ないし「企業家（起業家）」という言葉で表現されるような要素を備えた新しい現象である。より具体的に言えば、「財やサービスの生産・供給の継続的活動」、「最小量の有償労働者」、「経済的リスク」を負っているという想定などである（ボルザガ/ドゥフルニ、緒論）。

ここでは、シュンペーターが「イノベーション」ないし「新結合」と呼んだものが重要になる。すなわち、①新しい製品あるいは新しい品質をもった製品の導入、②新しい生産方法の導入、③新しい市場の開拓、④新しい原材料の入手、⑤活動分野の再組織、である。ドゥフルニは、「労働市場から排除された人々を訓練したり、雇用に再統合したりする活動」や「急速に発展している対人サービスの領域」において、社会的企業はよりニーズに適合したサービスという点で多様なイノベーションを生み出していると指摘している。

また、公共サービスの外部契約化（contracting out）や準市場化（quasi-market）が広がる中で、競争に打ち勝つ能力が要求されるようになっており、経済的リスクが大きくなっていることにも注意を喚起している。

本調査では、サードセクターに関わるこのような変化を重視して、収入源について、「もらった収入（会費、寄付収入等）」と「稼いだ収入（事業収入）」の区別を導入し（後）、さらに、公共サービスにおける外部契約化や準市場化に対応した「事業委託」「指定管理者制度」「バウチャー制度（準市場）」などからの収入を把握する設問を含めている。

さらに、バウチャー制度（介護保険、障がい者自立支援法）に関しては、バウチャー制度による公的資金の収入だけでなく自主事業による収入も問うことで、新たな事業展開の動きを把握しようとした。

そしてまた、今後5年間において、活動地域、事業活動分野、職員数、財政規模などを拡大していこうとする意思がどの程度あるかを聞く設問もあえて入れた。

これらの設問への回答から、日本のサードセクターにおいて「社会的企業」的な動向がどの程度生まれているのかを間接的にはあるがある程度把握できると期待される。

4 調査結果

時間的な制約により、調査結果の詳細な分析はこの報告では行うことができないが、暫定的に、いくつかの特徴を指摘しておきたい。

(1) 日本のサードセクターの平均的組織像

4,000弱の有効回答の平均値は、法人格や活動分野などが極めて多様な団体を含むものであって、意味のある数値とはいえないものもあるが、それでも、日本のサードセクター組織の実態についてある程度のイメージを与えてくれるので、以下にその数値を紹介しておきたい。

- 1) 事務所の数 6.5 事業所
- 2) 報酬を払っている常勤職員 2.2 人
報酬を払っていない常勤役員 2.6 人
非常勤役員 11.6 人
- 3) 常勤役員の報酬の最高額 658.5 万円／年
- 4) 実質的最高執行責任者（CEO）の年齢 64.7 歳
実質的最高執行責任者（CEO）の報酬 561.4 万円／年
- 5) 監事 2.2 人
- 6) 常勤職員 76.6 人
非常勤職員 32.6 人
- 7) 常勤職員の年収の最高額 2969.5 万円
常勤職員の年収の最低額 1195.7 万円
- 8) 有償ボランティアの数 6.8 人
有償ボランティアの平均活動時間 54.6 時間／月
無償ボランティアの数 64.8 人
無償ボランティアの平均活動時間 29.8 時間／月
- 9) 就業規則がある 86.5%

- 給与規定がある 84.3%
- 退職金制度がある 75.9%
- 10) 過去3年間で職員の採用をしたことがある 71.3%
- 採用数 22.8人
- 内新卒者 8.4人
- 内緊急雇用対策事業採用数 1.8人
- 過去3年間で職員の採用をしたことがない 22.3%
- 無回答 6.4%
- 11) 職員の公募をしたことがある 71.0%
- 職員の公募をしたことがない 23.7%
- 無回答 5.3%
- 12) 公募方法
- | | | | | | |
|--------|-------|----------|-------|-----|------|
| ハローワーク | 84.7% | ホームページ | 32.2% | 無回答 | 1.9% |
| 新聞掲載 | 20.4% | メーリングリスト | 0.9% | | |
| 雑誌掲載 | 12.1% | 事務所掲示 | 13.0% | | |
- 13) 過去1年間に職員への研修を行った 71.4%
- 過去1年間に職員への研修を行わなかった 23.0%
- 無回答 5.5%
- 14) 研修方法
- | | | | |
|------------------|-------|---------------|-------|
| 内部講師による内部研修 | 57.3% | 外部研修（他組織への派遣） | 37.5% |
| 外部講師による内部研修 | 58.3% | 外部研修（個別の講座等） | 58.1% |
| 外部研修（教育研修機関への派遣） | 40.9% | 研修制度はない | 3.2% |
| 無回答 | 0.2% | | |
- 15) 設立時に支援を受けた 52.7%
- 設立時に支援を受けなかった 38.2%
- 無回答 9.1%
- 16) 設立時にどのような支援を受けたか
- | | | |
|-----------|-------|-----------------|
| 資金の提供 | 55.1% | (平均 2億4582.2万円) |
| 人材の派遣 | 20.4% | |
| 活動拠点の提供 | 31.6% | |
| 法人設立手続き支援 | 30.7% | |
| 経営指導 | 13.0% | |
| 情報提供 | 20.2% | |
| その他 | 10.2% | |
| 無回答 | 4.1% | |
- 17) 情報公開

	関係者に公開	事務所に 設置	機関紙等に 掲載	ホームページに 掲載
定款	60.8%	56.6%	3.7%	11.5%
事業報告書	70.9%	56.9%	18.0%	19.8%
決算報告書	71.7%	56.8%	21.0%	21.9%

- 18) 理事会又は評議会に相当する会議の1年の開催回数 5.7回/年
 日常的な執行側の会議①の1年の開催回数 16.0回/年
 日常的な執行側の会議②の1年の開催回数 14.5回/年
- 19) 監査を行っている 92.4%
 監査を行っていない 2.5% 無回答 5.1%
- 20) どのような監査を行っているか
 内部監査 83.0% 税理士による外部監査 15.7%
 公認会計士による外部監査 20.4% その他の外部監査 25.1%
- 21) 事業活動分野（多い順、3%以上のもの）
 ① 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業 15.3%
 ② 高齢者の福祉の増進を目的とする事業 15.2%
 ③ 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者又は難病
 患者の支援を目的とする事業 7.8%
 ④ 公正かつ自由な経済活動の機会の確保、促進及び起業支援並びにその活性化に
 よる国民生活の安定向上を目的とする事業 7.0%
 ⑤ 地域社会の健全な発展を目的とする事業 6.9%
 ⑥ 国民生活に不可欠な食品、物資、エネルギー等の安定的で安全な供給の確保を目
 的とする事業 3.2%
- 22) 事業活動の性格事業活動型事業 40.7%
 資金助成・表彰・奨学金（貸与・給付）事業 0.7%
 施設運営型事業 27.6%
 研究機関・研究会 1.1%
 学会 0.2%
 同一資格者職能団体（活動支援・情報連絡・提言とりまとめなど） 2.0%
 中間支援団体（活動支援・情報連絡・提言とりまとめなど） 3.2%
 その他 13.8%
 無回答 10.9%
- 23) 活動地域
 1つの市区町村 45.0% 複数の都道府県 6.3%
 複数の市区町村 21.7% 国内全域 4.3%
 1つの都道府県 13.3% 国内及び海外 3.2%

- 24) 支出の内訳
- | | |
|-------|-------------------|
| 直接人件費 | 5億7061.1万円(37.4%) |
| 直接物件費 | 5億7152.7万円(37.4%) |
| 一般管理費 | 3億1681.8万円(20.7%) |
| 支出総額 | 15億2693.8万円 |
- 25) 今後5年間において、組織の活動地域を拡大させていきたいと思う 36.7%
今後5年間において、組織の活動地域を拡大させていきたいと思わない 54.1%
- 26) 今後5年間において、どの程度活動地域を拡大していきたいと思うか
- | | | | |
|---------|-------|---------|------|
| 1つの市区町村 | 36.2% | 複数の都道府県 | 8.8% |
| 複数の市区町村 | 30.5% | 国内全域 | 5.6% |
| 1つの都道府県 | 9.2% | 国内及び海外 | 7.6% |
- 27) 今後5年間において、組織の事業活動分野を拡大していきたいと思う 42.3%
今後5年間において、組織の事業活動分野を拡大していきたいと思わない 47.4%
無回答 10.3%
- 28) 今後5年間において、拡大させていきたいと思う事業分野（多い順、6%以上）
- | | |
|--|-------|
| ① 高齢者の福祉の増進を目的とする事業 | 34.4% |
| ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業 | 23.5% |
| ③ 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業 | 23.0% |
| ④ 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者又は難病患者の支援を目的とする事業 | 15.3% |
| ⑤ 教育の振興を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業 | 9.5% |
| ⑥ 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業 | 9.0% |
| ⑦ 医療、保健の向上を目的とする事業 | 8.1% |
| ⑧ より良い社会の形成の推進を目的とする事業 | 7.7% |
| ⑨ 公正かつ自由な経済活動の機会の確保、促進及び起業支援並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業 | 7.6% |
| ⑩ 文化及び芸術の振興を目的とする事業 | 7.1% |
| ⑪ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業 | 6.9% |
| ⑫ 国民生活に不可欠な食品、物資、エネルギー等の安定的で安全な供給の確保を目的とする事業 | 6.7% |
- 29) 今後5年間において、職員を増やしていきたいと思う 31.3%
今後5年間において、職員を増やしていきたいと思わない 58.5%
無回答 10.2%
- 30) <5年前の職員数> <現在の職員数> <5年後にめざしたい職員数>
63人 ⇒ 76.6人 ⇒ 86.2人

- 31) 今後5年間に於いて、財政規模(経常収入)を増やしていきたいと思う 50.2%
 今後5年間に於いて、財政規模(経常収入)を増やしていきたいと思わない 36.2%
 無回答 3.6%
- 32) <5年前の財政規模> <現在の財政規模> <5年後にめざしたい財政規模>
 12億5457.7万円 ⇒ 15億2693.8万円 ⇒ 12億4053.4万円

以上のような数値に於いて、暫定的にいくつかの特徴を指摘しておきたい。

- ・平均的な財政規模は約15億2,700万円と極めて大きくなっているが、これは50億円以上の巨大な組織がかなりの数存在していることによると思われる。50億円以上の団体が3.8%、10億円以上20億円未満が5.2%存在している。
- ・有給職員数で見ると、51人から100人が11.8%、101人以上が12.7%である一方で、0人が6.5%、1人から5人が18.9%である。中堅的組織としては、11人から20人の組織が15%が多い。
- ・それ以外に、中堅的組織もかなりの割合で存在している。1億円以上2億円未満が12.1%、2億円以上3億円未満が6.1%、3億円以上4億円未満が4.8%、4億円以上5億円未満が4.9%である。そして、小規模な団体としては、1,000万円未満が9.1%、1,000万円以上2,000万円未満が5.1%、2,000万円以上3,000万円未満が3.2%である。
- ・有償ボランティアが無償ボランティアの5分の1程度とある程度重要な役割(人時間/月)を果たしていると思われる。これは、福祉分野での有償ボランティアの拡大によるものと推測される。
- ・日本のサードセクター組織の運営はかなり堅実であることがさまざまな観点から確認できる。就業規則がある(86.5%)、給与規定がある(84.3%)、退職金制度がある(75.9%)、過去1年間で職員への研修を行った(71.4%)、理事会又は評議会に相当する会議の回数(年に5.7回)、日常的な執行側の会議(年に16回)、監査を行っている(92.4%)。
- ・ただし、透明性という点ではかなり不十分である。定款は「機関紙等に掲載」と「ホームページに掲載」を合わせて15.2%、事業報告書は37.8%、決算報告書は42.9%という公開状況である。

- ・現在の活動分野では、他の先進諸国と同様に、児童、青少年、高齢者、障害者、生活困窮者などを対象とした事業が多い。今後活動を拡大していきたい分野としては、やはりこれらの分野が多いが、それに加えて、地域社会の健全な発展、教育、地球環境、医療・保健なども挙げられている。
- ・活動の性格としては、「事業活動型事業」（40.7%）と「施設運営型事業」（27.6%）とで大部分を占めている。なお、中間支援団体（3.2%）が「同一資格者職能団体」（2.0%）よりも多くなっているのは興味深い。
- ・今後の成長・発展への意欲に関しては、意欲をもっている組織がかなり存在していることが確認できた。活動地域の拡大（36.7%）、事業活動分野の拡大（42.3%）、職員数を増やす（31.3%）、財政規模の拡大（50.2%）。ただし、財政規模について、5年後にめざす財政規模が約12億4000万円にとどまり、現在の約15億円よりかなり小さく、5年前の約12億5,000万円に近くなっているのは解釈に迷う数値である。

（２）収入構成（財源と性格）

		どこから	
もらった収入 (会費、寄付収入等)	個々の市民	会費	1.7%
		寄付	0.2%
		その他	2.3%
	政府行政セクター（補助金、助成金等）		15.1%
	サードセクター（※）	寄付	0.2%
		助成金等	0.4%
	企業セクター	寄付	0.3%
		助成金等	2.1%
稼いだ収入 (事業収入)	個々の市民（受講料、物品販売対価等）		37.7%
	政府行政セクター	事業委託	3.3%
		指定管理者制度	1.3%
		バウチャー制度（※※）	8.7%
		その他	1.1%
	サードセクター（※）	委託料	0.7%
		その他売り上げ	8.5%
	企業セクター	委託料	1.1%
その他売り上げ		15.4%	
総収入			100.1%

本調査では、どこから収入を得たか（財源）だけでなく、その収入がどのような性格のものか（「もらった収入（voluntary income）」か「稼いだ収入（earned income）」か）という区別をも導入しているので、収入内訳について従来にない詳細な情報を得ることができた。

第一に、「もらった収入」が合計で22.3%にとどまり、圧倒的大部分が「稼いだ収入」（77.8%）であることが注目される。

第二に、財源でみると、政府行政セクターが合計で29.5%（そのうち「もらった収入」が15.1%で、「稼いだ収入」が14.4%）であり、アメリカやイギリスの半分強にすぎないということが明らかになった。その他の財源は、「個々の市民」が41.9%、「企業セクター」が18.9%、「サードセクター」が9.8%を占めている。

この両者を総合して考えると、日本のサードセクターが政府行政に極めて依存的だという従来のイメージはかなりの変更を迫られる可能性がある。

詳細は個別ヒアリングなども通じてさらに調査する必要があるが、政府行政からの事業収入（14.4%）だけでなく、「個々の市民」からの事業収入（37.7%）、「企業セクター」からの事業収入（16.5%）、「サードセクター」からの事業収入（9.2%）もかなりの割合を占めており、かなり活発な事業活動が行われていることを推測させる。

ここから、注目されている個々の「社会的企業」の事例が生まれているだけでなく、サードセクター全体において「社会的企業」的な動向が展開しているとも考えられる。

また、政府行政セクターからの収入において、「稼いだ収入」が「もらった収入」とほぼ同じ割合にまで伸びてきていること、そのなかでも、バウチャー制度からの事業収入が半分以上を占めていることは、バウチャー制度に関わっている団体数（約940）が有効回答数4,000の4分の1弱であることを考えると、また、バウチャー制度が採用される分野がどんどん拡大している趨勢を考えると、今後の課題としてバウチャー制度の制度設計をより適切なものにするという課題がきわめて重要だということが明らかである（ルグラン）。

5 今後の研究課題と政策提言

今年度の調査と研究によって、日本におけるサードセクターの全体像と経営実態に関する研究の基礎を築くことができたと考える。

ただし、調査後の時間的制約から、データの詳細な分析が十分に行われていないので、それを行いつつ、既存のデータ（内閣府の民間非営利団体実態調査など）をも活用しながら日本におけるサードセクターの全体像を明らかにすることが第一の課題である。

また、今後の分析課題としては、各種公益法人、特定非営利活動法人、協同組合などの法人格ごとの数値の比較分析によって、それぞれの法人格をもつ団体の特徴を明らかにすることが特に重要である。

さらに、各法人格の個別の団体の経営実態をヒアリング調査によってさらに踏み込んで

調査することによって、今回の調査から得られたデータと総合しながら、日本におけるサードセクターの経営実態をさらに詳細に明らかにしたい。

以上の研究を踏まえて、サードセクターの役割がますます重要となることを意識したうえで、その経営力向上のための支援策について提言を行いたいと考える。また、日本において極めて複雑に分岐している法人格制度、税制などについて、簡素化、透明化、公平化の方向での改革案も提言したい。

さらに、サードセクターないし社会的企業の今後の成長において今後ますます重要になるとされる政府行政とサードセクター組織との間の関係、特に公的資金を提供したうえで公共サービスの実施をサードセクターに委ねる諸制度（事業委託契約、指定管理者制度、バウチャー制度）について、サードセクターの経営実態を踏まえながら現状の問題点と制度設計上の改善案について検討し提言したい。

[文献]

- J.Defourny and J.L.Monzon Campos(ed.), *Economie Social ---The Third sector*, De Boeck, Brussels, 1992. ドゥフルニ／モンズン編、富沢賢治ほか訳『社会的経済』日本経済評論社、1995年。
- L.M.Salamon and H.K.Anheier, *The Emerging Sector: An Overview*, The Johns Hopkins University Institute for Policy Studies, 1994. サラモン／アンハイアー（今田忠監訳）『台頭する非営利セクター』ダイヤモンド社、1996年。
 - 富沢賢治、川口清編『非営利・協同セクターの理論と現実』日本経済評論社、1997年。
- Victor A. Pestoff, *Beyond the Market and State: Social enterprises and civil democracy in a welfare society*, U.K., 1998. ビクター・ペストフ（藤田暁男ほか訳）『福祉社会と市民民主主義 協同組合と社会的企業の役割』日本経済評論社、2000年。
- 田中夏子『イタリア社会的経済の地域展開』日本経済評論社、2004年。
- Carlo Borzaga, Jacques Defourny (ed.), *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge, 2001. ボルザガ／ドゥフルニ編（内山哲朗ほか訳）『社会的企業 雇用・福祉のEU サードセクター』日本経済評論社、2005年。
- 後房雄『NPO は公共サービスを担えるか』法律文化社、2009年。
- Julian Le Grand, *The Other Invisible Hand. Public Services through Choice and Competition*, Princeton University Press, 2007. ルグラン（後房雄訳）『準市場 もう一つの見えざる手』法律文化社、2010年。
- OECD(ed.), *The Changing Boundaries of Social Enterprises*, OECD, 2009. OECD 編著、連合総合生活開発研究所訳『社会的企業の主流化』明石書店、2010年。